

湘南医療大学 専攻科規程

〔令和4年4月1日〕

最新改正日〔令和4年9月21日〕

(趣旨)

第1条 この規程は、湘南医療大学（以下「本学」という。）学則第5条の2第2項の規定に基づき、本学が設置する専攻科に関して必要な事項を定める。

(専攻科)

第2条 専攻科は、本学の理念に基づき、学士課程における看護学の知識技術を基盤とし、専門的な助産学や公衆衛生看護学の知識と実践的な技術を精深な程度において教授し、高い倫理観を兼ね備えた実践家である助産師及び保健師を養成することを目的とし、助産学専攻及び公衆衛生看護学専攻を置く。

2 助産学専攻では、本学の理念に基づき、学士課程における看護学の知識技術を基盤とし、産科医療の高度化・多様化に対応し、地域母子保健を支える実践力を身につけ、諸問題に対応できる実践家としての助産師を養成することを目的とする。

3 公衆衛生看護学専攻は、本学の理念に基づき、学士課程における看護学の知識技術を基盤とし、倫理と安全を守り、変化する地域・社会の健康課題に組織的に対応する公衆衛生看護活動の実践に必要な知識・技術を身につけた実践家として地域の保健医療福祉の向上に貢献する保健師を養成することを目的とする。

4 専攻科の学生定員は、次のとおりとする。

専攻の名称	入学定員	収容定員
助産学専攻	15名	15名
公衆衛生看護学専攻	20名	20名

(専攻科長)

第3条 専攻科に専攻科長を置く。

(審議事項)

第4条 専攻科の教育・研究に関する審議事項については、専攻科委員会（以下「委員会」という）において審議する。

(修業年限)

第5条 専攻科の修業年限は、1年とする。

(在学年限)

第6条 学生は、2年を超えて在学することができない。

(入学の資格)

第7条 専攻科に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、看護師資格を有する者又は看護師国家試験に合格した者とする。なお、助産学専攻においては、女子である者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者

(入学の出願)

第8条 入学を志願する者は、入学願書に入学検定料及び所定の種類を添えて、指定期日までに本学に願出しなければならない。

(入学者の選考)

第9条 入学者の選考は、学力試験その他の方法による。

- 2 入学者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第10条 前条の選考に基づき合格の通知を受けた者は、指定された期日までに所定の書類を提出するとともに、所定の学生納付金を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者について、入学を許可する。

(教育課程)

第11条 専攻科の教育課程、授業科目の名称及び単位数並びに修了に必要な単位数は別表1のとおりとする。

(授業の方法)

第12条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技等により行うものとする。

(単位の認定、科目の修得及び評価)

第13条 授業科目を履修し、単位認定試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 試験に関し、必要な事項は別に定める。

(成績の評価)

第14条 成績の評価は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。

(履修方法)

第15条 専攻科生は、1年以上在学し、所定の授業科目を履修しなければならない。

2 前項の履修方法については別に定める。

(休学、退学及び除籍)

第16条 休学、退学及び除籍については、本学学則の関係規定を準用する。ただし、休学期間は通算して1年を超えることができない。

(修了)

第17条 学長は、専攻科の教育課程を修了した者については、委員会の意見を聴いて、修了を認定し、修了証書を授与する。

(資格)

第18条 前条により修了を認定された者は、専攻ごとに以下の受験資格が取得できる。

専攻の名称	国家試験受験資格
助産学専攻	助産師国家試験受験資格
公衆衛生看護学専攻	保健師国家試験受験資格

(表彰及び懲戒)

第19条 表彰及び懲戒については、本学学則の関係規定を準用する。

(入学検定料及び学生納付金)

第20条 専攻科の入学検定料及び学生納付金については別表2に定める。

(納付した授業料等)

第21条 納付した入学検定料及び学生納付金は、特別の事情がある場合を除き返戻しない。

(準用)

第22条 この規程に定めるもののほか、専攻科の学生に関し必要な事項は、学則等学内規程に定める学部学生に関する規定を準用する。ただし、これによりがたい場合は、学長が別に定める。

(改廃)

第23条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が決定する。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

1 この規則は、令和4年9月21日から施行し、改正後の第2条及び第7条の規定は、令和4年4月1日から適用する。